

事例3

船首死角に入ったモーターボートがレーダーの船首輝線に紛れて気付かずに衝突

概要：A船は、船長Aが1人で乗り組み、静岡県用宗漁港もちむねに向けて北進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り仲間4人を乗せ、静岡県大井川港東方沖で漂泊中、平成22年1月24日13時10分ごろA船の船首部とB船の船尾部が衝突した。

A船は、船首部に亀裂を伴う損傷を生じたが、死傷者はいなかった。

B船は、船長Bと同乗者2人が負傷し、船尾ブルワークに損傷を生じ、操舵室が倒壊した。

事故発生に至る経過

A船(漁船)

総トン数：6.6トン
Lr×B×D：11.60m×2.71m×0.89m
船質：FRP
機関：ディーゼル機関
出力：80(漁船法馬力数)

B船(モーターボート)

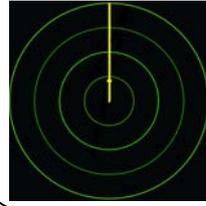
総トン数：2.31トン
Lr×B×D：7.50m×2.10m×0.65m
船質：FRP
機関：ディーゼル機関
出力：77.20kw

静岡県御前埼東方沖で操業した後、帰途につき、約16ノットの速力で手動操舵によって北進した

大井川港東方沖で、船首を北方に向けて漂泊を開始し、釣りを行っていた

船長Aは、椅子に腰を掛けて舵輪を握り、レーダーを3海里レンジとして操船に当たった

レーダーイメージ図



事故当時の気象の状況

天気 晴れ
風 ほとんどなし
視界 良好

船首浮上によって船首方に約30°の死角ができる状況であった

A船のレーダーは、コースアップに設定され、船首輝線が明るく、船首輝線にB船が紛れていた

船長Bは、船尾後方から接近するA船を視認し、A船が避けるものと思い込んで釣りを続けた

船長Aは、前路に他船がないと思い込み、船首死角を補う適切な見張りを行わずに航行した

船長Bは、A船が至近に迫ったことに驚き、急いで操舵室に行き、クラクションを数回鳴らし、主機のクラッチを入れた

13時10分ごろ

衝突

船長Aのふだんの操船方法

船長Aは、船首を左右に振って前を見るなどの見張りを行っていた

原因：本事故は、大井川港東方沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが適切な見張りを行わずに航行し、また、船長Bが、A船がB船を避けるものと思い込んで漂泊を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて

- 船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。
- 漂泊中に他船が接近して来ることに気付いたときは、安全に通過するまで動静を監視すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2011年3月25日公表)
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2011/MA2011-3-12_2010yh0009.pdf